

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
 警視庁地域部長  
 警視庁刑事部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 各方面本部長  
 各管区警察局広域調整担当部長  
 (参考送付先)  
 警察大学校生活安全教養部長  
 警察大学校刑事教養部長

警察庁丁少発第47号、丁生企発第196号  
 丁地発第51号、丁刑企発第38号  
 丁捜一発第43号  
 平成28年4月1日  
 警察庁生活安全局少年課長  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁生活安全局地域課長  
 警察庁刑事局刑事企画課長  
 警察庁刑事局捜査第一課長

児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について（通達）

児童虐待への対応については、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」（平成18年9月26日付け警察庁丙少発第38号ほか）、「児童虐待への対応における取組の強化について（通達）」（平成24年4月12日付け警察庁丁少発第55号ほか）等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切な対応に努めているところであるが、平成27年における児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数はいずれも統計を取り始めた平成11年以降で最多を記録するとともに、若い児童が虐待を受け命を落とすという痛ましい事件が相次いで発生するなど、児童虐待問題は依然として極めて厳しい状況にある。

特に、警察において、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、警察職員が現場臨場し、児童の安全を直接確認するよう徹底してきたところであるが、昨今発生した事案の中には、警察職員による児童の安全確認の結果、児童虐待を受けたと思われないと判断したにもかかわらず、その後児童虐待による重篤な被害が明らかになったものが見られる。

このような事態の発生を防ぎ、児童の安全確保をより確実なものとするためには、警察において児童虐待が疑われる情報を覚知し、通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項に規定する通告をいう。以下同じ。）をすべきか否かの判断を行うに当たり、警察部内の情報のみに頼るのではなく、児童相談所、市町村等関係機関に対して関連情報の照会等を行い、それにより得られた情報を含めて総合的に判断すること等が有効と考えられる。

については、今後、下記のとおり取組の強化を図ることとするので、各都道府県警察にあっては、地域の実情を踏まえながら、児童相談所、市町村等関係機関との一層緊密かつ適切な連携を図るとともに、警察部内における的確な対応を徹底されたい。

記

## 1 確実な通告の実施

児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項では通告義務の対象となる児童の範囲を「児童虐待を受けたと思われる児童」と定めており、これにより児童虐待を裏付ける事実が必ずしも明らかでなくても、一般人から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告の対象とされている。児童虐待の早期発見及び被害拡大の防止を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。したがって、児童の言動、外傷その他周囲の事情から児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、時機を失することなく確実に通告を実施するよう配意されたい。

## 2 児童相談所等関係機関に対する事前照会の徹底

警察において、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、これまでどおり、警察職員が現場臨場し、児童の安全確認を行うものであるが、その結果、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所、市町村等関係機関に対し当該児童に係る過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的に総合的な判断を行うこと。関係機関への事前照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること。

こうした関係機関に対する事前照会が円滑になされるようにするため、あらかじめ当該関係機関との間で事前照会に関する協議を行い、必要に応じて書面で行き決めるなど適切に対応すること。その際、警察から関係機関に対する事前照会は、警察からの通告の適正化に資するとともに、警察が把握した110番通報等に係る情報を関係機関に対して提供し共有を図る意義も有することを、必要に応じて説明すること。

関係機関に対する照会等を実施した際には、その経緯を記録に残しておくこと。

## 3 通告後の情報共有

通告を行った後の関係機関における対応結果や措置状況等の関係情報について、警察として確実に把握し、その後の適切な対応に資するよう、引き続き、関係機関との間で緊密な情報交換を実施すること。